

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	別府市 健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

大分県別府市長

公表日

令和6年8月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、市民の健康増進のために必要な事業を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①健康診査に関する事務 ②訪問指導に関する事務 ③健康相談に関する事務 ④健康教育に関する事務 健康増進法に基づいて実施した検診の結果を転居時に市区町村間で引き継ぐため、検診の結果に関する情報を情報提供ネットワークシステムにより他市区町村と情報連携する。
③システムの名称	健康管理システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

住民健診情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の111の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	いきいき健幸部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務部 総務課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 Tel.0977-21-1251 MAIL:gen-ga@city.beppu.lg.jp
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	いきいき健幸部 健康推進課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 Tel.0977-21-2188 MAIL:hpd-hw@city.beppu.lg.jp
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム	健康管理システム 宛名システム	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(システム名称の統一)
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和3年3月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉保健部 健康づくり推進課	いきいき健康部 健康づくり推進課	事後	再実施
令和3年3月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	福祉保健部 健康づくり推進課 〒874-0931 大分県別府市西野口町15番33号 Tel.0977-21-1117 MAIL:hpd-hw@city.beppu.lg.jp	いきいき健康部 健康づくり推進課 〒874-0931 大分県別府市西野口町15番33号 Tel.0977-21-1117 MAIL:hpd-hw@city.beppu.lg.jp	事後	再実施
令和3年3月12日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	再実施
令和3年3月12日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	再実施
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	いきいき健康部 健康づくり推進課 〒874-0931 大分県別府市西野口町15番33号 Tel.0977-21-1117 MAIL:hpd-hw@city.beppu.lg.jp	いきいき健康部 健康推進課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 Tel.0977-21-2188 MAIL:hpd-hw@city.beppu.lg.jp	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(課名等の変更)
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	いきいき健康部健康づくり推進課 健康づくり推進課長	いきいき健康部健康推進課 健康推進課長	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(課名等の変更)
令和3年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無 ②法令上の根拠	①実施しない	①実施する ②番号法別表第2の102の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)第50条	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(表記漏れの修正)
令和3年12月28日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	入手・提供ともに接続しない	入手・提供ともに《接続する》 リスク対策: 入手・提供ともに《十分である》	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(表記漏れの修正)
令和4年2月24日	I 関連情報 ②事務の概要	なし	健康増進法に基づいて実施した検診の結果を転居時に市区町村間で引き継ぐため、検診の結果に関する情報を情報提供ネットワークシステムにより他市区町村と情報連携する。	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(表記漏れの修正)
令和4年2月24日	I 関連情報 ③システムの名称	健康管理システム 宛名システム	健康管理システム 番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) 中間サーバー	事後	規則第12条(重要な変更)に当たらない(表記漏れの修正)
令和4年2月24日	II しいき値項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月1日	令和4年2月1日	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(評価時点の値に変更)
令和4年2月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月1日	令和4年2月1日	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(評価時点の値に変更)
令和6年8月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の76の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第54条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表の111の項	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)
令和6年8月13日	I 関連情報 3. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法別表第2の102の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号)第50条	番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正)